

私 立 大 学 等 経 常 費 補 助 金
配分基準別記7（特別補助）

平成23年3月

日本私立学校振興・共済事業団

目 次

私立大学等経常費補助金配分基準別記7（特別補助）

I 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援	(1)
1. 大学等の質向上メニュー	(2)
1 大学教育の質向上への一体的な取組支援 (2)	
(1) 大学教育充実の取組み (2)	
(2) 教育力向上のための組織的研修等 (2)	
(3) 教育改善に活かせる評価の実施 (3)	
※教育・学習方法等改善支援（継続分） (3)	
2 大学間連携等の推進 (4)	
2. 学部教育の高度化・個性化支援メニュー	(4)
1 短大・高専の教育組織の高度化支援 (4)	
(1) 短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援 (4)	
(2) 研究支援分 (4)	
2 インターンシップの推進 (5)	
3 高大連携の推進 (5)	
4 夜間部・通信教育等支援 (5)	
(1) 夜間部・第三部 (5)	
(2) 通信教育 (6)	
3. 就学機会の多様化推進メニュー	(6)
1 社会人の入学の推進 (6)	
2 編入学の推進 (6)	
3 専門高校卒業者の入学の推進 (6)	
4 帰国学生の入学の推進 (7)	
5 障がい者の入学の推進 (8)	
4. 大学院教育研究高度化支援メニュー	(10)
1 大学院教育の実質化の推進 (10)	
(1) 大学院教育の実質化の推進 (10)	
(2) 夜間大学院等 (13)	
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援 (13)	
(1) リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター (13)	
(2) 研究支援者 (13)	
3 ティーチング・アシスタント支援 (13)	
4 専門職大学院等支援 (14)	
5 法科大学院支援 (15)	
5. 先端的学術研究推進メニュー	(16)
1 研究施設・設備等運営支援 (16)	
(1) 研究施設 (16)	
(2) 大型設備等 (16)	
2 研究連携コンソーシアム形成支援 (16)	
3 教員の流動化促進支援 (17)	
(1) 教員の異動に伴う教育研究環境整備 (17)	
(2) 任期付教員による研究の支援 (17)	
4 戦略的研究基盤形成支援事業 (17)	

6. 地域活性化貢献支援メニュー (18)
 - 1 地域社会のニーズに応える人材養成支援 (18)
 - (1) 特定分野の人材養成 (18)
 - ①看護師等養成
 - ②社会福祉士等養成
 - ③特別支援学校教員等養成(19)
 - ④地元企業への学生就職
 - (2) 地域貢献へのインセンティブ付与の取組み (19)
 - (3) 医学部定員増に伴う教育環境整備 (20)
 - 2 地域における産業界との連携等支援 (21)
 - 3 総合的な地域活性化事業支援 (21)
 - (1) 地域における社会貢献事業 (21)
 - (2) 大学等施設の開放 (22)
 - (3) 科目等履修生 (22)
 - (4) 教育訓練講座 (22)
 - (5) 公開講座等 (22)
 - (6) 学生と地域の協働企画 (23)
 - ※新規学習ニーズ対応プログラム支援(継続分) (23)
 - 4 地域教育コンソーシアム形成支援 (23)
 - (1) 地域型 (23)
 - (2) サイバーキャンパス型 (23)
7. 大学等の国際化推進メニュー (24)
 - 世界を舞台に活躍する人材養成支援 (24)
 - (1) 海外からの優秀な人材の受入れ (24)
 - ①海外からの学生の受入れ
 - ②海外からの教員の招へい
 - (2) 国際的に活躍できる人材の養成 (24)
 - ①学生の海外派遣
 - ②教員の海外派遣
 - (3) 大学等の国際化に向けた取組み (25)
8. 高度情報化推進メニュー (26)
 - I C T活用教育研究支援 (26)
 - (1) 情報通信設備を活用した教育研究 (26)
 - ①情報通信設備の基盤整備及び維持
 - ②教育研究情報の電子化 (27)
 - (2) 大学独自のデータベースを活用した教育研究 (27)
- II 学生の経済的負担軽減のための支援 (28)**
- 授業料減免事業等支援経費 (28)
 - (1) 授業料減免事業等支援経費 (28)
 - (2) 私立大学奨学事業支援経費 (28)
- III 自主的に経営改善に取り組む大学等への支援 (29)**
- 未来経営戦略推進経費 (29)
 - (1) 未来経営戦略推進経費 (29)
 - ※定員割れ改善促進特別支援経費(継続分) (29)
 - (2) 未来経営戦略推進経費(経営改善計画の策定に向けた取組み支援) (30)

私立大学等経常費補助金配分基準別記 7（特別補助）

配分基準Ⅳの 5 の金額の補助措置（私立大学等経常費補助金特別補助）について

配分基準Ⅴの 6 の規定に基づき、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野・課程又は対象に係る教育の振興のため、配分基準Ⅴの 1、2、4 及び 5 で算出した配分基準Ⅳの 5 の金額について、次に定めるところにより増額するものとする。

I 各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援

私立大学等の教育研究活動の活性化を促進し、特色を活かせるきめ細かな支援を行うため、地域社会のニーズに応える教育の推進に係るゾーン（以下「Aゾーン」という。）、個性豊かで多様な教育の推進に係るゾーン（以下「Bゾーン」という。）、教育研究活動の高度化・拠点の形成に係るゾーン（以下「Cゾーン」という。）について、各私立大学等が選択したゾーン内の各メニューのうち、表 1 に定める補助項目（○印を付した項目）を増額する。

なお、ゾーン選択数にあっては 3 つまで可能とし、A、B、C ゾーンの中から「最も比重を置くゾーン」とした場合は各算定方法による増額分の 100%、また「併有するゾーン」とした場合は原則として各算定方法による増額分の 70% の配分とする。ただし、「併有するゾーン」に係る配分割合については、所要の調整ができるものとする。

表 1

メ ニ ュ ー（補助項目）	地域社会のニーズに応える教育の推進 (A)	個性豊かで多様な教育の推進 (B)	教育研究活動の高度化・拠点の形成 (C)
1. 大学等の質向上メニュー			
1 大学教育の質向上への一体的な取組支援	○	○	○
2 大学間連携等の推進	○	○	○
2. 学部教育の高度化・個性化支援メニュー			
1 短大・高専の教育組織の高度化支援	○		
2 インターンシップの推進	○	○	
3 高大連携の推進	○	○	
4 夜間部・通信教育等支援	○	○	
3. 就学機会の多様化推進メニュー			
1 社会人の入学の推進	○	○	
2 編入学の推進	○	○	
3 専門高校卒業者の入学の推進	○	○	
4 帰国学生の入学の推進	○	○	
5 障がい者の入学の推進	○	○	○
4. 大学院教育研究高度化支援メニュー			
1 大学院教育の実質化の推進			○
2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援			○
3 ティーチング・アシスタント支援		○	○
4 専門職大学院等支援	○	○	○
5 法科大学院支援	○	○	○
5. 先端学的術研究推進メニュー			
1 研究施設・設備等運営支援			○
2 研究連携コンソーシアム形成支援		○	○
3 教員の流動化促進支援	○	○	○
4 戦略的研究基盤形成支援事業	○	○	○
6. 地域活性化貢献支援メニュー			
1 地域社会のニーズに応える人材養成支援	○		※
2 地域における産業界との連携等支援	○		
3 総合的な地域活性化事業支援	○	○	
4 地域教育コンソーシアム形成支援	○	○	
7. 大学等の国際化推進メニュー			
世界を舞台に活躍する人材養成支援	○	○	○
8. 高度情報化推進メニュー			
I C T 活用教育研究支援	○	○	○

（注） 次に掲げるもので、平成 20 年度に採択され当該年度も継続して実施するものについては、A、B、C のゾーンで全て対象とする。

- ・教育・学習方法等改善支援（継続分）
- ・新規学習ニーズ対応プログラム支援（継続分）

※ 地域社会のニーズに応える人材養成支援のうち「医学部定員増に伴う教育環境整備」については、C ゾーンを「最も比重を置くゾーン」とした場合も算定額の 100% の配分とする。

1. 大学等の質向上メニュー

1 大学教育の質向上への一体的な取組支援

(1) 大学教育充実の取組み

〔対 象〕

大学教育の充実のため、当該年度9月30日現在で「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」、「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」のすべての方針について、目的や目標を定めている大学等。

〔算定方法〕

ア 当該大学等の学部等（通信教育学部等を除く。）ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に学生1人当たり1,000円を乗じた額を算出する。

イ アで算出した額に表2に定める各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数を乗じて得た額を増額する。

表2

区分	取 組 み
1	学習ポートフォリオ、GPAのいずれかを実施している。
2	当該年度のシラバス等において、到達目標、学習内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準を全て明示している。
3	履修年次に応じた履修モデルの設定、学生ニーズに応じた転学部・転学科制度、主専攻・副専攻制のいずれかを実施している。
4	学生参加型授業、社会奉仕体験活動、フィールドワークのいずれかを実施している。
5	キャリア教育、初年次教育、補習・補完教育、SA（スチューデント・アシスタント）、アドバイザー制のいずれかを実施している。
6	Semester制、キャップ制のいずれかを実施している。
7	入学者の基礎学力の把握、入学情報や関連データ（志願者数、合格者数など）の公表のいずれかを実施している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

(2) 教育力向上のための組織的研修等

〔対 象〕

教員の教育力向上を図るため、FD実施のための組織（委員会等）を設置し、当該組織の活動（会議等）を前年度に3回以上及び当該年度9月30日までに1回以上実施しているか、または、当該年度9月30日までに3回以上実施している大学等。

〔算定方法〕

ア 当該大学等の学部等（通信教育学部等を除く。）ごとに、配分基準Ⅱの1により算出された当該学部等の専任教員等の人数に専任教員等1人当たり1,000円を乗じた額を算出する。

イ アで算出した額に表3に定める各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数を乗じて得た額を増額する。

表3

区分	取 組 み
1	非常勤教員などの専任教員以外の教員や実務家教員がFDの委員会や、講習会等に参加している。
2	優れた教員への顕彰や教員の業績評価制度等、教員に対して評価制度を設けている。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

(3) 教育改善に活かせる評価の実施

〔対 象〕

自己点検・評価等を通じて大学等の教育改善を図るため、自己点検・評価実施のための組織（委員会等）を設置し、当該組織の活動（会議等）を当該年度の前年度に3回以上及び当該年度9月30日までに1回以上実施しているか、または、当該年度9月30日までに3回以上実施している大学等。

〔算定方法〕

ア 当該大学等の学部等（通信教育学部等を除く。）ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に学生1人当たり1,000円を乗じた額を算出する。

イ アで算出した額に表4に定める各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数を乗じて得た額を増額する。

表4

区分	取 組 み
1	自己点検・評価報告書において今後の改善に向けた取組みを明示している。
2	大学間の相互評価（他大学等教員の授業見学等）や第三者評価等の自主的に行った外部評価をもとに、教育改善に取り組んでいる。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

※教育・学習方法等改善支援（継続分）

〔対 象〕

平成20年度に「教育・学習方法等改善支援」に採択された課題を平成22年度において継続して実施する大学等。

〔算定方法〕

教育・学習方法等の改善のための取組みに係る所要経費の1/2以内の額を50,000千円を限度に増額する。

補助単位は100千円単位とする。

2 大学間連携等の推進

〔対 象〕

大学教育の充実のため当該大学等の委員会等又は、学長の決定により、当該年度5月1日現在において、2組織以上で教育研究に係る協定の締結等を行い、連携を推進している大学等。

〔算定方法〕

- ア 当該大学等の学部等ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に学生1人当たり1,000円を乗じた額を算出する。
- イ 当該大学等の学部等（通信教育学部等を除く。）ごとに、配分基準Ⅱの1により算出された当該学部等の専任教員等の人数に専任教員等1人当たり1,000円を乗じた額を算出する。
- ウ ア及びイで算出した額を合計し、表5に定める各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数に1件あたり250千円を乗じて得た額を増額する。

表5

区分	取 組 み
1	共同研究を実施している。
2	カリキュラムの中に他大学との単位互換を組み込むなどの取組を実施している。
3	教育課程の共同実施制度に関する取組を実施している。
4	他の大学等とリカレント教育を共同で実施している。
5	他の大学等とのFD、SDのいずれかを共同実施している。
6	他の大学等からの単位互換の学生による評価を活用した授業評価を実施している。
7	他の大学等とキャリア教育を共同で実施している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

2. 学部教育の高度化・個性化支援メニュー

1 短大・高専の教育組織の高度化支援

（1）短大・高専の教育組織の高度化（専攻科）支援

〔対 象〕

学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項に規定する専攻科として、大学評価・学位授与機構の認定を受けた専攻科を設置する短期大学等。

〔算定方法〕

当該専攻科の収容定員（在籍学生数（当該年度5月1日現在）が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に基づき、表6により増額する。

表6

在 籍 学 生 数	増 額
1～ 20 人	500 千円
21～ 40	1,000
41 以上	1,500

（2）研究支援分

〔対 象〕

前年度の資金収支計算書内訳表の短期大学等部門の人件費支出、教育研究経費支出、管理経費支出及び設備関係支出の合計額に占める教育研究経費支出、教育研究用機器備品支出及び図書支出の合計額の割合が、平均値以上の短期大学等。

〔算定方法〕

配分基準Ⅱの1により算出された当該短期大学等の専任教員等の数に213千円を乗じた額の1.5/10を増額する。

2 インターンシップの推進

〔対 象〕

次に定める i、ii の両方を満たす授業科目（インターンシップ）を実施する大学等。

- i 次の a、b の両方を満たすものとする。
 - a 当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日の間において、授業科目の一環として学生を企業等へ派遣し現場実習等を行わせるもの。
 - b 正規の課程の授業科目として実施し、単位認定されるもの。
- ii i に該当するものであっても、次の a から f に該当するものは除くものとする。
 - a 特定の資格取得を目的として実施するもの（法律に根拠を持つ資格の取得要件となっている実習）。
 - b 企業等から学校法人に対して、インターンシップに関連して金銭の支払い（インターンシップに係る所要経費・謝礼等）があるもの。ただし、学生に対してのみ報酬が支給される場合はこの限りでない。
 - c 実習先が海外のもの。
 - d 大学（短期大学、高等専門学校を除く。）において、卒業年次の学生のみを対象とした授業科目。
 - e 大学院における授業科目。
 - f 企業等での現場実習の実施日数が 3 日未満のもの。

3 高大連携の推進

〔対 象〕

高等学校又は中等教育学校（後期課程）の生徒を、次に定める i、ii の両方を満たす科目等履修生（大学設置基準第 31 条、大学院設置基準第 15 条、短期大学設置基準第 17 条）として受入れている大学等。

- i 高等学校又は中等教育学校（後期課程）と大学等の間で科目等履修生に関する協定書等があること。
- ii 当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日の間において学生の実入を実施しているもの。

《2 及び 3 に係る算定方法》

2 及び 3 の補助項目に係る学生数の合計に基づき、表 7 により増額する。

表 7

合 計 学 生 数	増 額
1～ 30 人	2,000 千円
31～ 60	3,500
61～ 90	5,000
91～ 120	6,000
121～ 150	7,000
151～ 200	8,000
201～ 250	9,000
251～ 300	10,000
301 以上	11,000

4 夜間部・通信教育等支援

（1）夜間部・第三部

〔対 象〕

夜間部又は第三部を設置する大学等。

〔算定方法〕

当該学部等ごとの収容定員（在籍学生数（当該年度 5 月 1 日現在）が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に学生 1 人当たり 13,700 円を乗じた額に、表 8 の昼間部との授業料格差による調整率（ α ）及び表 9 の勤労学生の割合による調整率（ β ）を合わせた調整率（ $\alpha + \beta$ ）を乗じて得た額を増額する。

表 8

割 合	調 整 率
以上 未満	%
80% ～	30
60% ～ 80%	40
～ 60%	50

表 9

割 合	調 整 率
以上 未満	%
～ 40%	30
40% ～ 70%	40
70% ～	50

(2) 通信教育

〔対 象〕

通信教育学部等を設置する大学等（ただし、大学院通信課程は除く。）。

〔算定方法〕

通信教育学部等ごとの収容定員（学費等納入者数（当該年度5月1日現在）が収容定員に満たない場合は、学費等納入者数とする。）に表10で定める教材・レポート・試験経費単価を乗じた額と、前年度のスクーリング受講実学生数に表10で定めるスクーリング経費単価を乗じた額との合計額から、収容定員に配分基準別表1－(2)の学生1人当たり9,000円を乗じ更に1/2を乗じた額を減じて増額する。

表10

区 分	単 価
教材・レポート・試験	7,500 円
スクーリング	1,100

3. 就学機会の多様化推進メニュー

1 社会人の入学の推進

〔対 象〕

社会人を次に定める i、ii の両方を満たす学生として受入れ、かつ当該年度入試において社会人に係る特別の入学者選抜制度を実施する大学等。

- i 当該大学等で規定した社会人に係る特別の入学者選抜制度で入学している者。
- ii 当該年度5月1日現在において正規の課程に在籍している者。

2 編入学の推進

〔対 象〕

学則で編入学定員を設定し、学生の受入れを行う大学。

3 専門高校卒業者の入学の推進

〔対 象〕

専門高校卒業者を次に定める i、ii の両方を満たす学生として受入れ、かつ当該年度入試において専門高校卒業者に係る特別の入学者選抜制度を実施する大学等。

- i 当該大学等で規定した専門高校卒業者に係る特別の入学者選抜制度で入学している者。
ただし、ここでの専門高校卒業者とは、次の a と b のいずれかの高等学校の学科を卒業した者とする。
 - a 専門教育を主とする学科（高等学校設置基準第5条第2号、第6条第2項）。
 - b 総合学科（高等学校設置基準第5条第3号、第6条第3項）。
- ii 当該年度5月1日現在において正規の課程に在籍している者。

4 帰国学生の入学の推進

〔対 象〕

帰国学生を次に定める i、ii の両方を満たす学生として受入れ、かつ当該年度入試において帰国学生に係る特別の入学者選抜制度を実施する大学等。

- i 当該大学等で規定した帰国学生に係る特別の入学者選抜制度で入学している者。
- ii 当該年度 5 月 1 日現在において正規の課程に在籍している者。

《 1 から 4 に係る算定方法》

1 から 4 の補助項目に係る受入れ学生数の合計に基づき、表 1 1 により増額する。

表 1 1

合 計 学 生 数	増 額
1～ 10 人	4,000 千円
11～ 20	5,000
21～ 30	6,000
31～ 40	7,000
41～ 50	8,000
51～ 75	9,000
76～ 100	10,000
101～ 125	11,000
126～ 150	12,000
151～ 175	13,000
176～ 200	14,000
201～ 250	15,000
251～ 300	16,000
301～ 350	17,000
351～ 400	18,000
401～ 450	19,000
451～ 500	20,000
501～ 600	21,000
601～ 700	22,000
701～ 800	23,000
801～ 900	24,000
901～1,000	25,000
1,001 以上	26,000

5 障がい者の入学の推進

〔対 象〕

教育上特別な配慮を要する障がいのある学生のうち、次に定める i、ii の両方を満たす学生を受入れる大学等、又は、いつでも受入れることができるよう具体的配慮を行っている大学等。

ただし、通信教育（部・課程）と通信教育を行う修士・博士課程（通信制大学院）に在籍する学生も含める。

i 当該年度5月1日現在において大学等の正規の課程に在籍している者。通信教育（部・課程）と通信教育を行う修士・博士課程については、当該年度5月分の学費（教育費）又は、在籍料を当該年度5月1日までに納付した者。ただし、補助教材費のみの納入者は除く。

ii 次に定める a から f に該当する者。

a 「視覚障がい学生」

両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

b 「聴覚障がい学生」

両耳の聴覚レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。

c 「肢体不自由学生」

ア 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。

イ 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。

d 「視・聴・肢の障がいを併せ有する学生」

上記 a、b、c の三区分のうち、障がいの程度が二つ又は三つの区分に該当するもの。

e 「発達障がいを有する学生」

発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がい）を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者で、学校が教育上特別な配慮を行っているもの。

f 「その他教育上特別な配慮をしている学生」

学校が教育上特別な配慮を行っている学生のうち、次のアとイのいずれかに該当するもの。

ただし、いずれにおいても一時的障がいを除く。

ア 上記 a、b、c における障がいの程度に該当しない視覚障がい学生、聴覚障がい学生及び肢体不自由学生。

イ 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度の病弱者等。

〔算定方法〕

ア 障がいのある学生の受入れ数に基づき表12により増額する。

イ 表13で定める各区分の取組みの当該年度5月1日現在における実施件数に、1件当たり100千円を乗じて得た額を増額する。

表12

受 入 れ 学 生 数	増 額
1 ～ 5 人	2,000 千円
6 ～ 10	4,000
11 ～ 15	6,000
16 ～ 20	8,000
21 ～ 25	10,000
26 ～ 30	12,000
31 ～ 40	15,000
41 ～ 50	18,000
51 ～ 60	21,000
61 ～ 70	24,000
71 ～ 80	27,000
81 ～ 90	30,000
91 ～ 100	33,000
101以上	36,000

表 1 3

区 分		取 組 み
1	相談員の配置の有無	カウンセラーやコーディネーター等を配置する等、相談体制を整備している。
2	施設・設備に関する配慮の有無	施設のバリアフリー化にかかる取組みや、点字パソコン、情報機器・支援機器等の設備の整備を行っている。
3	入学志願者に対する配慮の有無	入学試験前における入学志願者に対する配慮や、特別入試の実施、別室受験や点字による出題など入試にかかる配慮を行っている。
4	授業等の支援方法の有無 (1)	移動介助者や手話通訳者等の配慮、障がいに応じ必修科目の内容の振り替えや履修上の配慮、定期試験における別室受験や点字による出題などの配慮を行っている。（施設・設備に関する配慮を除く。）
	授業等の支援方法の有無 (2)	上記「授業等の支援方法の有無 (1)」に該当する場合で、全教員を対象に配慮事項の周知を行っている。
5	生活支援の実施の有無	通学支援や保護者との定期面談の実施など学生生活全般にかかる支援に取り組んでいる。（施設・設備に関する配慮を除く。）
6	障がい学生の自立に対する支援の有無	就職先の開拓や就労にかかるサポート、資格の取得やスキルの習得など、自立を促す支援に取り組んでいる。
7	学内支援者の育成の有無	障がいに関する基本的理解や基礎的な支援技術の習得といった障がい理解に関する授業を開講するなど、大学教育の一環として支援者の育成に取り組んでいる。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

4. 大学院教育研究高度化支援メニュー

1 大学院教育の実質化の推進

(1) 大学院教育の実質化の推進

〔対 象〕

研究科（専攻）において、人材養成等の目的・目標を定め、大学院教育の実質化に取り組む大学。

〔算定方法〕

ア 当該研究科の専任教員数を、当該年度5月1日現在を基準日として、次の(a)及び(b)の合計により算出する。

(a) 当該研究科の授業又は研究指導を行う専任教員（助教・助手を除く。）の数。

(b) 当該研究科の基礎となる学部等に所属する助教・助手のうち、当該研究科の研究指導等を担当している助教及び当該研究科に従事している助手の数。ただし、医歯学部は、(a)の専任教員の数に配分基準Ⅱの1の(3)に定める率を乗じた数とのいずれか小さい数とする。

イ アの専任教員数に次の表14に定める単価を乗じた額(α)を算出する。

表14

区 分	単 価	
	博士後期課程	修士課程
教授・准教授	(医歯系) 千円 799	293 千円
	(医歯系以外) 691	
講師・助教・助手	(医歯系) 千円 749	243 千円
	(医歯系以外) 641	

ウ 当該研究科ごとの収容定員（在籍学生数（当該年度5月1日現在）が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表15に定める単価を乗じた額(β)を算出する。

表15

単 価	
博士後期課程	修 士 課 程
103 千円	67 千円

エ (α)と(β)の合計額(以下「研究科算定補助基準額」という。)に、表16により当該研究科の教育研究活動状況及び女性研究者の在籍状況をもとに算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表17により得られる調整率を乗じた額(γ)を算出する。

表16

区 分		授 与 率	点 数
1	標準修業年限内の博士学位 授与率(前年度) (4点満点)	以上 未満	点
		～ 25.0%	1
		25.0% ～ 50.0%	2
		50.0% ～ 75.0%	3
		75.0% ～	4
2	標準修業年限を超過した人数 の割合 (当該年度5月1日現在) (1点満点)	標準修業年限を超過した人数割合が15%以下の場合に1点	
3	他大学からの入学者割合 (当該年度5月1日現在) (1点満点)	他大学からの入学者割合が10%以上の場合に1点	
4	社会人入学者の割合 (当該年度5月1日現在) (1点満点)	入学者に占める社会人の割合が20%以上の場合に1点	
5	受託研究・民間との共同研究 の受入れの有無 (前年度) (1点満点)	受託研究又は民間との共同研究を実施している場合に1点	
6	日本学術振興会特別研究員 (DC・PD)の受入れの有無 (前年度) (1点満点)	日本学術振興会特別研究員(DC・PD)を受入れている場合に1点	
7	科学研究費の採択の有無 (前年度) (1点満点)	科学研究費補助金が採択されている場合に1点	
8	特許申請・取得の有無 (前年度) (1点満点)	特許の申請または取得がある場合に1点	
9	女性研究者の在籍状況 (当該年度5月1日現在の研究 科における在籍割合) (4点満点)	在 籍 率	点 数
		以上 未満	点
		～ 10.0%	1
		10.0% ～ 20.0%	2
		20.0% ～ 40.0%	3
		40.0% ～	4

(注) 区分の1と9については、該当がない場合は0点とする。

表17

点 数	調 整 率
～ 2 点	20 %
3 ～ 4	40
5 ～ 6	60
7 ～ 8	80
9 ～ 10	100
11 ～ 12	120
13 ～ 14	140
15	160

オ 表 18 に定める各区分の取組みの当該年度 9 月 30 日現在における実施件数に、1 件当たり 300 千円を乗じた額を算出し、(γ) に増額する。

表 18

区 分		
① 教育の実質化に向けた取組み		
1	アドミッション・ポリシーの公表	アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を公表している。
2	複合的な履修取組	複合的な履修取組（主専攻・副専攻制、ジョイントディグリー）を行っている。
3	補完的な教育プログラムの策定	大学院進学を希望している他学部出身者のための基本知識を修得するプログラムの策定、多様な学修歴を有する学生に対しての当該課程の履修に必要な学修を補完する教育を提供するプログラムの策定など補完的な教育プログラムを策定している。
4	オフィスアワーの設定	授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ特定の時間帯（何曜日の何時から何時まで）を示している。
5	学位授与へのプロセスの明確化	学位授与に至るプロセスのガイドラインの作成、論文指導の概要や基本的な指導計画の明示、論文審査体制の明確化など、学位授与へのプロセスを明確化している。
② 産業界、地域社会等と連携した人材養成の実施		
1	産学協同による教育プログラムの開発・実施	当該研究科の学生に対して、産学協同による教育プログラムを開発・実施している。
2	単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施	単位認定を前提とした長期間(1か月間以上)の実践的なインターンシップを実施している。
3	リカレント教育の実施	職業人を中心とした社会人に対して、地域の産業界、自治体等と連携し、地域の人材育成需要に対応した教育プログラム等を実施するなどのリカレント教育を実施している。
③ 若手研究者、外国人研究者、女性研究者の教育研究環境の改善に向けた取組み		
1	テニユア・トラック制の導入	テニユア・トラック制を導入している。
2	女性研究者の現場復帰支援	柔軟な勤務体制を構築するなど、出産、育児により研究活動を中断した女性研究者が円滑に研究現場に復帰できる取組みを実施している。
3	外国人研究者の研究環境の整備	外国人研究者を対象とした住居の提供や国際関係業務や語学に精通した職員の配置など、外国人研究者の研究環境の改善に向けた取組みを実施している。

(注) 各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

(2) 夜間大学院等

〔対 象〕

次に定める i から iii のいずれかに該当する大学院の課程を設置する大学。

- i 大学院設置基準第2条の2に基づき、専ら夜間において教育を行う修士・博士課程（夜間大学院）。
- ii 大学院設置基準第14条に基づき、教育方法の特例を行う修士・博士課程（昼夜開講制）。
- iii 大学院設置基準第25条に基づき、通信教育を行う修士・博士課程（通信制大学院）。

〔算定方法〕

当該研究科ごとの収容定員（在籍学生数（当該年度5月1日現在）が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に1人当たり52,000円を乗じて得た額を増額する。

ただし、在籍学生数は、昼夜開講制の場合は夜間等科目の履修登録者数とし、通信制大学院の場合は学費納入者数とする。

2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等支援

(1) リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター

〔対 象〕

当該大学の優れた博士後期課程の学生をリサーチ・アシスタントとして当該大学が行う研究プロジェクト等における補助的業務に従事させる大学、又は博士後期課程修了者（ポスト・ドクター）を当該大学が行う共同研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事させる大学で、次の i 若しくは ii に該当するものを対象とする。

- i 当該年度の4月1日から9月30日の間に従事している者。
- ii 当該年度の9月30日現在で従事することが確実な者。

なお、リサーチ・アシスタントについては、当該大学の博士後期課程に在籍する学生を、また、ポスト・ドクターについては、博士後期課程修了者のうち、博士の学位を取得した者、及び人文・社会科学にあっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者（いずれも採用年度の4月1日現在満35歳未満）をそれぞれ対象とする。

〔算定方法〕

ア リサーチ・アシスタント

リサーチ・アシスタントの人数に1人当たり400千円を乗じて得た額を増額する。

イ ポスト・ドクター

ポスト・ドクターの人数に1人当たり1,500千円を乗じて得た額を増額する。

(2) 研究支援者

〔対 象〕

優れた研究プロジェクト等を遂行するために必要な技能・技術面での支援者を確保し、当該大学等が行う研究プロジェクトに従事させる大学等。

なお、支援者については、他の特別補助項目において補助対象となった優れた研究プロジェクトの研究支援のため、特殊な技能や熟練した技術を必要とする業務（大型機器、特殊機器等の操作など）に当該年度4月1日から9月30日の間に従事した者若しくは9月30日現在で従事することが確実な者。

ただし、当該年度の4月1日現在において満35歳以上でかつ非常勤職員の者とする。

〔算定方法〕

研究支援者の人数に1人当たり1,200千円を乗じて得た額を増額する。

3 ティーチング・アシスタント支援

〔対 象〕

当該大学の大学院研究科の学生をティーチング・アシスタント（教育的配慮のもとに当該大学の学部学生や修士課程の学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務を行う者）として当該年度4月1日から9月30日の間に従事させ、若しくは9月30日現在で従事させることが確実でかつそれに係る規程等を整備する大学。

〔算定方法〕

ティーチング・アシスタントの人数に1人当たり73,000円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は、400人を限度とする。

4 専門職大学院等支援

〔対 象〕

高度専門職業人の養成を図るため、次の i、ii のいずれかを設置している大学。

- i 専門職大学院設置基準に定める専門職大学院（法科大学院を除く。）
- ii 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う標準修業年限が1年以上2年未満の専攻等（大学院設置基準第3条第3項）

〔算定方法〕

I の4．大学院教育研究高度化支援メニューの1の（1）大学院教育の実質化の推進の研究科算定補助基準額を基礎とし、表19による当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表20により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表19

区 分		点 数
1 収容定員に対する社会 人学生数の割合 (当該年度5月1日現在) (2点満点)	以上 未満 50% ～ 50%	点 1
	50% ～	2
2 在籍学生数に対する 担当教員数の割合 (当該年度5月1日現在) (4点満点)	以上 未満 30% ～ 30%	点 1
	30% ～ 40%	2
	40% ～ 50%	3
	50% ～	4
3 担当教員数に対する 実務経験のある教員 数の割合 (当該年度5月1日現在) (5点満点)	以上 未満 20% ～ 20%	点 1
	20% ～ 30%	2
	30% ～ 40%	3
	40% ～ 50%	4
	50% ～	5
4 討論・事例研究・ 現地調査等の有無 (当該年度5月1日現在) (1点満点)	討論・事例研究・現地調査等の授業を開講している 場合に1点	
5 専用施設の有無 (1点満点)	研究科・課程の専用施設がある場合に1点	

（注）区分1から3については、該当がない場合は0点とする。

表20

点 数	調 整 率
0 点	0 %
1	40
2	50
3	60
4	70
5	80
6～7	90
8～9	100
10～11	110
12	120
13	130

5 法科大学院支援

〔対 象〕

法科大学院を設置する大学。

〔算定方法〕

ア I の 4. 大学院教育研究高度化支援メニューの 1 の (1) 大学院教育の実質化の推進の〔算定方法〕のアの(a)の数に 1 人当たり 2, 5 0 9 千円を乗じた額(α)を算出する。

イ 当該研究科の収容定員 (在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。)に 1 人当たり 1 2 2 千円を乗じた額(β)を算出する。

ウ (α)と(β)の合計額に、表 2 1 により当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの区分の点数の合計点に応じ、表 2 2 により得られる調整率を乗じて得た額を増額する。

表 2 1

区 分		点数
1 収容定員に対する在籍学生数の割合 (当該年度5月1日現在) (4点満点)	以上 未満 76% 76%	点 0
	76% 82%	1
	82% 88%	2
	88% 94%	3
	94% 106%	4
2 入学者に対する実務等の経験を有する者又は法学未修者の割合 (当該年度5月1日現在) (2点満点)	以上 未満 32% 32%	点 0
	32% 32%	2
3 担当教員数に対する在籍学生数の割合 (当該年度5月1日現在) (4点満点)	以上 未満 12人 12人	点 0
	10人 12人	1
	8人 10人	2
	6人 8人	3
	6人 6人	4
4 担当教員数に対する実務経験のある教員数の割合 (当該年度5月1日現在) (4点満点)	以上 未満 20% 20%	点 0
	20% 25%	2
	25% 25%	4

(注) 区分 3 において、在籍学生数が収容定員に満たない場合は収容定員を用いる。

表 2 2

点 数	調 整 率
0 点	50 %
1	60
2	70
3	80
4	90
5 ～ 6	100
7 ～ 8	110
9 ～ 10	120
11 ～ 12	130
13 ～ 14	140

5. 先端の学術研究推進メニュー

1 研究施設・設備等運営支援

(1) 研究施設

〔対 象〕

次に定める i から iv のすべてを満たす研究施設を設置する大学等。

- i 当該研究施設専任の教員がいること。ただし、専任教員がいない場合にあっては、当該研究施設との兼任教員が5人以上でかつ専任職員が配属されていること。
- ii 当該年度4月1日現在で設置後3年以上であること。
- iii 当該研究施設の設置に関する規程があること。
- iv 研究成果を集録した紀要等を作成すること。

〔算定方法〕

当該研究施設における研究に係る所要経費の1/2以内の額を40,000千円を限度に増額する。

補助単位は100千円単位とする。

(2) 大型設備等

〔対 象〕

1個(1組)の購入価格又は寄贈時取得価格(寄贈された機器の受入時の簿価)が30,000千円以上の大型設備等を備える大学等。

〔算定方法〕

大型設備等に係る維持費等の所要経費が1,000千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を20,000千円を限度に増額する。

補助単位は100千円単位とする。

2 研究連携コンソーシアム形成支援

〔対 象〕

次に定める i から iii のすべてを満たして形成されるコンソーシアムにおいて拠点となる大学等。

- i 当該年度に研究活動を実施するコンソーシアムであること。
- ii 当該年度5月1日現在において3組織(国内の学校法人及び国公立大学法人並びに地方公共団体、研究組織及び民間企業等)以上で構成されるコンソーシアムで、そのうち国公立大学等が2校(同一法人でないもの)以上加盟していること。
- iii 当該年度5月1日現在において、コンソーシアムに係る協定書及び運営に係る規程等が整備されていること。

〔算定方法〕

加盟する私立大学等数に基づき、表23により増額する。

表23

加盟私立大学等数	増 額
1～15 校	2,000 千円
16～30	4,000
31 以上	6,000

3 教員の流動化促進支援

(1) 教員の異動に伴う教育研究環境整備

〔対 象〕

配分基準Ⅱの1の(2)で定める専任教員等(講師・助教・助手を除く。)で、かつ次に定めるi、iiの両方を満たす研究業績の高い優秀な者を採用する大学等。

i 民間企業等から当該大学等に平成19年5月1日以降に採用され、採用当初から専任の教授又は准教授として発令されている者。

ii 国公立大学等(短期大学、高等専門学校を含む)の専任教員として勤務したことがない者。

〔算定方法〕

当該教員の採用後3か年間(36か月間)のうち、当該年度における雇用期間(在職期間とする。)に1か月当たり44,000円を乗じて得た額を増額する。

(2) 任期付教員による研究の支援

〔対 象〕

任期付教員として、平成21年4月1日以降に初めて採用された配分基準Ⅱの1の(2)で定める専任教員等(教授、准教授、講師、助教及び助手)を雇用する大学等。

〔算定方法〕

当該教員(平成22年5月1日現在で在籍する者)の人数に1人当たり120千円を乗じて得た額を増額する。

4 戦略的研究基盤形成支援事業

〔対 象〕

文部科学大臣の指定を受けた事業で、次に定めるiからvのいずれかに該当する事業を実施する研究組織を有する大学。

i 「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」

ii 「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」(平成19年度選定分まで)

iii 「学術フロンティア推進事業」(平成19年度選定分まで)

iv 「社会連携研究推進整備事業」(平成19年度選定分まで)

v 「オープン・リサーチ・センター整備事業」(平成19年度選定分まで)

〔算定方法〕

当該事業における所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に増額する。

補助単位は100千円単位とする。

なお、所要経費は、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の構想調書に記載した当該年度の研究費を上限とする。

6. 地域活性化貢献支援メニュー

1 地域社会のニーズに応える人材養成支援

(1) 特定分野の人材養成

①看護師等養成

〔対 象〕

次に定める i から iii のいずれかに該当する養成課程を設置する大学等。

- i 看護師養成課程は、保健師助産師看護師法第21条第1号により文部科学大臣の指定を受けた看護師養成学部等を設置する大学等。
- ii 保健師養成課程は、保健師助産師看護師法第19条第1号により文部科学大臣の指定を受けた保健師養成学部等を設置する大学等。
- iii 助産師養成課程は、保健師助産師看護師法第20条第1号により文部科学大臣の指定を受けた助産師養成学部等を設置する大学等。

〔算定方法〕

- ア 当該学部等ごとの前年度卒業生のうち、資格取得のために必要な学科を修めた人数に、学生1人当たり19,500円を乗じた額(α)を算出する。
- イ 当該学部等の所在地が三大都市圏（注）以外にあり、当該学部等の所在地と同一地域内（都道府県単位とする。）に所在地のある企業等（以下、地元企業等という。）に就職した学生がいる学部等については、前年度卒業生のうち、地元企業等へ就職した人数に、学生1人当たり5,000円を乗じた額(β)を算出する。
- ウ (α)と(β)の合計を増額する。

（注）三大都市圏（以下、同じとする。）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県（ただし、過疎地域自立促進特別措置法第2条1項、第33条1項、第33条2項に基づき過疎地域に指定されている地域を除く。）とする。

②社会福祉士等養成

〔対 象〕

次に定める i から v のいずれかに該当する養成課程を設置する大学等。

- i 保育士養成課程は、児童福祉法第18条の6第1号により、厚生労働大臣から指定保育士養成施設の指定を受けた、保育士の資格を得させるため適当と認定された正規の課程とする。
- ii 介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校で、2年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得させる学部等とする。なお、社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号及び第3号に規定する養成施設において認定専攻科が含まれる場合、これを含めることができるものとする。
- iii 社会福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号、第4号及び第7号により厚生労働大臣の指定する指定科目をすべて修めることができる学部等とする。
- iv 精神保健福祉士養成課程は、精神保健福祉士法第7条第1号、第4号及び第7号により厚生労働大臣の指定する指定科目をすべて修めることができる学部等とする。
- v 訪問介護員（2級以上）養成課程は、介護保険法施行令第3条第2項により都道府県知事から介護員養成研修事業者の指定業者の指定を受け、訪問介護員養成研修を正規の学生に行う学部等とする。

〔算定方法〕

- ア 社会福祉・児童福祉教育を実施している学部等ごとの前年度卒業生のうち、保育士については資格取得者数に、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士及び訪問介護員については卒業までに指定科目を全て修得した人数に、学生1人当たり11,000円を乗じた額(α)を算出する。
- イ 当該学部等の所在地が三大都市圏以外にあり、地元企業等に就職した学生がいる学部等については、前年度卒業生のうち、地元企業等へ就職した人数に、学生1人当たり5,000円を乗じた額(β)を算出する。
- ウ (α)と(β)の合計を増額する。

③特別支援学校教員等養成

〔対 象〕

次に定める i から iii のいずれかに該当する養成課程を設置する大学等。

- i 特別支援学校教員養成課程は、特別支援学校教諭一種及び二種普通免許状授与の資格を得させるために適当と認定された正規の課程とする。
- ii 小学校教員養成課程は、小学校教諭の普通免許状で、大学にあっては一種、短期大学にあっては二種の授与の資格を得させるために適当と認定された正規の課程とする。
- iii 幼稚園教員養成課程は、幼稚園教諭の普通免許状で、大学にあっては一種、短期大学にあっては二種の授与の資格を得させるために適当と認定された正規の課程とする。

〔算定方法〕

- ア 当該教員養成を実施している学部等ごとの前年度卒業者のうち、資格取得者数に、学生 1 人当たり 7, 1 0 0 円を乗じた額(α)を算出する。
- イ 当該学部等の所在地が三大都市圏以外にあり、地元企業等に就職した学生がいる学部等については、前年度卒業者のうち、地元企業等へ就職した人数に、学生 1 人当たり 5, 0 0 0 円を乗じた額(β)を算出する。
- ウ (α)と(β)の合計を増額する。

④地元企業への学生の就職

〔対 象〕

当該大学等（キャンパスを別にする学部等を含む。）の所在地（都道府県単位とする。）が三大都市圏以外にあり、地元企業等に就職した学生がいる大学等（キャンパスを別にする学部等を含む。）。

〔算定方法〕

前年度卒業者のうち、地元企業等に就職した学生の人数（「看護師等養成」、「社会福祉士等養成」、「特別支援学校教員等養成」において対象となった者を除く。）に、学生 1 人当たり 5, 0 0 0 円を乗じて得た額を増額する。

（２）地域貢献へのインセンティブ付与の取組み

〔対 象〕

三大都市圏以外に所在地があり、地域貢献へのインセンティブ付与の取組みを行っている大学等又は学部等。

〔算定方法〕

表 2 4 に定める各区分の取組みの当該年度 9 月 3 0 日現在における実施件数に、1 件当たり 3 0 0 千円を乗じて得た額を増額する。

表 2 4

区分	取 組 み
1	地元企業等への就職を返済免除等の要件とする奨学金制度がある。
2	地元企業等へのインターンシップ、実習活動を実施している。
3	地域事情や地域への理解・親しみを啓発する等のカリキュラムを設定している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても 1 件とする。

(3) 医学部定員増に伴う教育環境整備

〔対 象〕

地域の医療人材需要に対応するため、平成22年度以降に医学部の入学定員増（研究医枠による定員増は除く。）を行い、地域医療に関する取組みを行っている大学。

〔算定方法〕

ア 平成22年度以降の医学部の入学定員増数に、定員増数1人当たり800千円を乗じて得た額を算出する。

イ アで算出した額に表25に定める各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数を乗じて得た額を増額する。

表25

区分	取 組 み
1	地域医療の講義等を行うために1人以上教員を増加している。
2	地域医療を担う医師の質向上のためにカリキュラム編成を行っている。
3	地域医療を担う医師を増やすために特別な奨学制度を導入している。
4	地域医療において特に医師が不足している診療科に従事する医師を確保するために、実習等を5時間以上増やしている。
5	地域医療に貢献するために入学定員に地域枠を5人以上設定している。
6	その他の地域医療を担う医師の養成のために特別な取組みを行っている。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

2 地域における産業界との連携等支援

〔対 象〕

地域活性化の拠点としての役割を担い、かつ産学連携等に積極的に取り組んでいるもので、三大都市圏以外に設置されている大学等又は学部等（通信教育課程のみを設置する大学等を除く。）。

〔算定方法〕

ア 配分基準Ⅱの1により算出された当該学校又は学部等の専任教員等の人数と配分基準Ⅱの2により算出された当該学校の専任職員の人数との合計に、教職員1人当たり20,000円を乗じて得た額を算出する。

イ アで算出した額に、表26で定める各区分の取組みの当該年度9月30日現在における実施件数を乗じて得た額を増額する。

表26

区分	取 組 み
1	教職員への知的財産に関して研修会等の開催、または企業等における実務研修への参加
2	知的財産に係るポリシーや学内ルール等の策定
3	知的財産を管理、活用するための委員会や部署等またはTLOの設置
4	産学連携のための、部署（委員会等）やコーディネータの配置
5	大学等や企業等と共同で研究できる環境（ラボラトリー）や、情報の交換の場を設置
6	ベンチャーの育成、支援
7	産業界のニーズに対応したカリキュラム編成

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

3 総合的な地域活性化事業支援

〔対 象〕

地域社会の教育研究・文化の向上、発展に寄与するため、地域貢献に向けた大学等としての共通目標を定め、地域貢献のための部署や窓口を設置し、大学等の施設等を活かして積極的に地域社会を活性化している以下に定める（1）から（6）を実施する大学等。

〔算定方法〕

以下の（1）から（6）に定める算定方法による。

（1）地域における社会貢献事業

〔対 象〕

地域の子育て環境の改善、ものづくり教育等の推進といった、地域社会への貢献を目的とした次に定めるi又はiiを満たす取組みを当該年度に実施する大学等。

i 地方公共団体や地元の産業界等との連携あるいは依頼を受けて実施するもの。

ii 上記iに準じて、地域に対する貢献が認められるもの。

〔算定方法〕

実施する事業数に1事業当たり800千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる事業数は、5事業を限度とする。

(2) 大学等施設の開放

〔対 象〕

地域住民の要望あるいは広く社会の要請によって、大学等もしくは学部等に附置する施設（当該年度の土曜・日曜・祝日、及び平日の夜間に開放する資料館、博物館、体育館又はグラウンド等）を計画的に一定の期間開放し、利用者に対して便宜を図っている大学等。

ただし、次の i から iii のいずれかに該当する場合は対象外とする。

- i 施設の開放が収益事業に分類されているもの。
- ii 利用料、入館料等（実費相当分を除く）の料金を徴収しているもの。
- iii 開放期間中、来場者・利用者の管理（入退室管理等）を行っていないもの。

〔算定方法〕

開放日数に 1 日当たり 30,000 円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる日数は、365 日を限度とする。

(3) 科目等履修生

〔対 象〕

科目等履修生制度（大学設置基準第 31 条、大学院設置基準第 15 条、短期大学設置基準第 17 条）に基づき、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日の間に学生の受入れを実施している大学等。

〔算定方法〕

学生のうち社会人（入学時において大学院・大学等、専修学校・各種学校、高等学校のいずれにも学籍を有しない者）の受入れ人数に表 27 に定める単価を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は、学部等 40 人、大学院 40 人を限度とする。

表 27

区 分	単 価
学部等	100 千円
大学院	115 千円

(4) 教育訓練講座

〔対 象〕

次に定める i、ii の両方を満たす大学等。

- i 厚生労働大臣より、雇用保険法第 60 条の 2（教育訓練給付金）に規定する教育訓練として指定を受けた講座を有している。
- ii i により指定を受けた教育訓練講座が、当該年度に開設（予定を含む。）されている。

〔算定方法〕

当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日の間の社会人（受給対象者）の受入れ人数に、1 人当たり 117 千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は、120 人を限度とする。

(5) 公開講座等

〔対 象〕

地域住民の要望及び社会の要請を受けて、当該大学等の教員組織及び施設設備等を総合的かつ計画的に活用し、当該大学等の特性を活かした専門的な内容の公開講座のうち、次の i、ii の要件のいずれも満たす公開講座を当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日に開催する大学等。

- i 地域社会一般の教養の啓発を目的としているもの。
（例：実務者に対する専門的知識技術の習得を目的とするもの、一般成人に対する生活上の知識技能の習得を目的とするもの、一般教養の向上を図ることを目的とするもの等）
- ii 計画的に一定の期間（1 日 60 分以上の講座を 2 日以上）実施しているもの。
ただし、以下の a 又は b に該当する場合は対象外とする。
 - a 資格付与のための講座のもの。
 - b 公開講座で参加費等の料金（実費相当分は除く。）を徴収しているもの。

〔算定方法〕

ア 公開講座開催日数に 1 日当たり 50,000 円を乗じて得た額(α)を算出する。

ただし、対象となる日数は、160 日を限度とする。

イ 当該公開講座が履修証明書（学校教育法第 105 条に基づく履修証明書に限る。）が交付される特別の課程である場合、履修証明プログラムによる履修証明書交付人数（学生を除く。）に、1 人当たり 100 千円を乗じて得た額(β)を算出する。

ウ (α)と(β)の合計額を増額する。

(6) 学生と地域の協働企画

〔対 象〕

学生が主体となり、地域の自治会・商工会・自治体等の団体と協働で企画するイベント等を実施し、地域振興の一翼を担うプロジェクト等を当該年度に実施する大学等。

〔算定方法〕

実施する事業数に1事業あたり800千円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる事業数は、10事業を限度とする。

※新規学習ニーズ対応プログラム支援（継続分）

〔対 象〕

平成20年度に「新規学習ニーズ対応プログラム支援」に採択された課題を平成22年度において継続して実施する大学等。

〔算定方法〕

新たな学習ニーズに応えるための取組みに係る所要経費の1/2以内の額を50,000千円を限度に増額する。

補助単位は100千円単位とする。

4 地域教育コンソーシアム形成支援

(1) 地域型

〔対 象〕

次に定めるiからiiiのすべてを満たして形成されるコンソーシアムにおいて拠点となる大学等。

- i 当該年度に教育活動を実施するコンソーシアムであること。
- ii 当該年度5月1日現在において、3組織（国内の学校法人及び国公立大学法人並びに地方公共団体、研究組織及び民間企業等）以上で構成されるコンソーシアムで、そのうち国公立大学等が2校（同一法人でないもの）以上加盟していること。
- iii 当該年度5月1日現在において、コンソーシアムに係る協定書及び運営に係る規程等が整備されていること。

〔算定方法〕

加盟する私立大学等数に基づき、表28により増額する。

表28

加盟私立大学等数	増 額
1～ 15 校	1,000 千円
16～ 30	2,000
31 以上	3,000

(2) サイバーキャンパス型

〔対 象〕

「サイバーキャンパス整備事業」として、文部科学大臣の指定を受けた事業をコンソーシアムにおいて実施し、次に定めるiからiiiのすべてを満たして形成されるコンソーシアムにおいて拠点となる大学等。

- i 当該年度に教育活動を実施するコンソーシアムであること。
- ii 当該年度5月1日現在において、3組織（国内の学校法人及び国公立大学法人並びに地方公共団体、研究組織及び民間企業等）以上で構成されるコンソーシアムで、そのうち国公立大学等が2校（同一法人でないもの）以上加盟していること。
- iii 当該年度5月1日現在において、コンソーシアムに係る協定書及び運営に係る規程等が整備されていること。

〔算定方法〕

コンソーシアムでの諸活動のために拠点となる大学等が自己負担する当該事業に係る所要経費の1/2以内の額を増額する。

補助単位は100千円とする。

7. 大学等の国際化推進メニュー

世界を舞台に活躍する人材養成支援

(1) 海外からの優秀な人材の受入れ

①海外からの学生の受入れ

〔対 象〕

日本の大学等において教育を受ける外国人学生を受入れているもので、次の i 又は ii の要件を満たす学生を受け入れている大学等。

i 次の a 及び b のいずれも確認できる外国人留学生。

a 当該年度 5 月 1 日現在において、ア又はイのいずれかが確認できるもの。

ア 「出入国管理及び難民認定法(別表第一の四)」に定める「留学」の在留資格を得ている者。

イ 過去 6 か月の間に「留学」の在留資格を取得していた者で、当該年度 5 月 1 日現在において、「留学」の在留資格又は資格取得(更新等)の手続きを行っている者。

b 当該年度 5 月 1 日現在において、大学等の正規の課程(学科等及び研究科)又は留学生別科に在籍する者。

※上記 a に該当する者であっても、次のアからウに該当する者を除く。

ア 当該年度 5 月 1 日現在、休学中の者の休学期間が継続して 1 年以上であることが明らかな者。

イ 当該年度 5 月 1 日現在、履修登録していない者の未登録期間が継続して 1 年以上であることが明らかな者。

ウ 研究生、選科生、科目等履修生、聴講生等として在籍する外国人留学生。

ii 外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度 4 月 1 日から 3 月 31 日の間に協定校から受入れた招致学生。

協定校の範囲は、我が国における大学・短期大学・高等専門学校に相当する学校及びその附置研究所(当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等を除く。)とする。

〔算定方法〕

当該大学等の受入れ学生数に学生 1 人当たり 30,000 円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は、1,000 人を限度とする。

②海外からの教員の招へい

〔対 象〕

大学院研究科において、招へい状に基づき、外国から優れた教員(外国大学等に所属する日本人教員を除く。)を招へい(2 週間以上 6 か月以内)し、共同研究、大学院の授業、講演、情報交換等を実施する大学。

〔算定方法〕

当該研究科に招へいした教員等数に教員等 1 人当たり 300 千円を乗じて得た額を増額する。

(2) 国際的に活躍できる人材の養成

①学生の海外派遣

〔対 象〕

外国の大学等との間で締結した協定に基づき、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日の間に協定校へ学生を派遣している大学等。

協定校の範囲は、我が国における大学・短期大学・高等専門学校に相当する学校及びその附置研究所(当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等を除く。)とする。

〔算定方法〕

派遣した学生数に学生 1 人当たり 30,000 円を乗じて得た額を増額する。

ただし、対象となる人数は、300 人を限度とする。

②教員の海外派遣

〔対 象〕

当該大学等が専任教員の専門分野の研究能力の向上等を図ることを目的として、研修先機関からの招へい状に基づき、海外研修派遣事業を実施する大学等。

なお、対象となる教員は、当該年度 5 月 1 日現在で配分基準Ⅱの 1 の(2)で定める専任教員等で、次の i、ii の要件のいずれも満たす者とする。

i 年齢については満 55 歳以下、研修期間については 2 ヶ月以上 2 年未満であること。

ii 研修派遣先が、外国の大学、研究所、その他これらに準ずる公共的な教育施設又は学術研究施設、民間企業の研究部門であること。

〔算定方法〕

派遣した教員数に教員 1 人当たり 800 千円を乗じて得た額を増額する。

(3) 大学等の国際化に向けた取組み

〔対 象〕

次に定める i または ii に該当する大学等。

- i 国際化に向けた取組みを当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する大学等。
- ii 経済的に修学困難な留学生に対する授業料（入学科は除く）減免事業等を実施している大学等。
ただし、事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な留学生の授業料減免等の選考基準が明記されていること。

〔算定方法〕

ア 表29で定める各区分の取組みの実施件数に、1件当たり500千円を乗じて得た額（ α ）を算出する。

イ 授業料減免等の対象者数に表30に定める単価を乗じた額に、各大学等の授業料減免率を乗じて得た額（ β ）を算出する。ただし30,000千円を限度とする。

ウ（ α ）と（ β ）の合計額を増額する。

表29

区 分		取 組 み
1	受入れ体制の整備	留学生の受入れ体制として、相談窓口の設置や相談員の配置、寄宿舍（学校所有又は借上げ）の整備、職員の語学研修（国内研修を含む。）又は海外研修派遣のいずれかを実施している。
2	修学支援	留学生や派遣学生を対象とする大学等独自の奨学金制度（授業料等減免や貸与等を含む。）、留学生に対するチューター制度、留学生を対象とした日本語教育の授業のいずれかを実施している。
3	就職支援	留学生の就職支援のため、相談窓口の設置又は相談員の配置を実施している。
4	入学制度の整備	秋期入学制度又は留学生に対する特別の入試制度を実施している。
5	教育課程の編成	外国語のみによる授業や外国大学との単位互換、ダブルディグリーのいずれかを実施している。
6	外国大学等との協定締結	外国大学等と教育又は研究に係る協定を締結し、交流を行っている（当該大学等を設置する学校法人が海外に設置した学校等を除く。）。
7	留学プログラムの実施	海外大学等と学生の交流や教職員の研修を行うためのプログラムを実施している。
8	帰国留学生フォローアップ	帰国した留学生のフォローアップのために、帰国留学生の同窓会などの組織化支援、活動支援を実施している。

（注）各区分において複数の取組みが該当する場合であっても1件とする。

表30

区 分	単 価
大 学	100 千円
短 期 大 学	80 千円
高 等 専 門 学 校	40 千円

8. 高度情報化推進メニュー

ICT活用教育研究支援

(1) 情報通信設備を活用した教育研究

①情報通信設備の基盤整備及び維持

〔対 象〕

コンピュータ、ネットワークを活用した授業科目の設定、e-learningを活用した授業の実施、遠隔教育の実施、ラーニング・マネジメント・システムの導入、オープン・コース・ウェアの導入など情報通信設備を活用した教育研究を実施する大学等。

〔算定方法〕

ア 配分基準Ⅱの3により算出された当該大学等の学生の人数に、表31に定める単価を乗じて得た額(α)を算出する。

ただし、アで算出する額は学校ごとの合計額とし、250,000千円を限度とする。

なお、下記イで算出した額が0円の場合、(α)の額を0円とする。

表31

区 分		単 価
大 学	昼間部	7,000円
	夜間部	5,000円
	通信課程	4,000円
短期大学 高等専門学校	昼間部	6,000円
	夜間部	5,000円
	第三部	6,000円
	通信課程	4,000円

イ 当該年度4月1日現在で、次のaからdを満たす電子計算機器のうち、サーバ・ホストコンピュータについては5台1組（5台に満たない場合、切り上げ）、パーソナルコンピュータ（以下、PCという。）、端末機については20台1組（20台に満たない場合、切り上げ）として、表32に定める単価を乗じて得た額(β)を算出する。

a 教育又は研究に使用するものであること。

b 学校の管理下にあり、資産計上しているもので、有償で整備したものであること。

c 備品台帳、契約書や領収書など、根拠となる資料を保管していること。

d 学校が定める減価償却期間内のものであること。

ただし、イで算出する額は、学校ごとのサーバ・ホストコンピュータ、PC・端末機の合計額とし、200,000千円を限度とする。

表32

区 分	単 価
サーバ・ホストコンピュータ	840 千円
PC・端末機	450 千円

ウ 当該年度4月1日現在のソフトウェアの本数のうち100本を1組（100本に満たない場合、切り上げ）として、1組当たり430千円を乗じて得た額(γ)を算出する。

ただし、ウで算出する額は、200,000千円を限度とする。

エ (α)、(β)、(γ)の合計額を増額する。

②教育研究情報の電子化

〔対 象〕

当該年度9月30日現在において教育研究情報をネットワーク又は電子化対応による高度化情報として利用し、次のaからdの要件をすべて満たす教育研究情報を活用した教育を行う大学等。

- a 教育又は研究に使用するものであること。
- b 学校の管理下にあるもので、有償で整備したものであること。
- c 契約書や領収書など、根拠となる資料を保管していること。
- d 契約期間が6カ月以上のものであること。

〔算定方法〕

高度化情報として利用する利用情報の数（パッケージ数）に、表33に定める単価を乗じて得た額を増額する。

ただし、50,000千円を限度とする。

表33

区 分	単 価
特定の教室等、限定された場所で利用するもの	50 千円
学校内であれば利用できるもの	150 千円
学外からの利用が可能なもの	200 千円

（2）大学独自のデータベースを活用した教育研究

〔対 象〕

当該年度9月30日現在において、大学等独自の教育学術情報データベース、授業用コンテンツを活用した教育を行う大学等。

〔算定方法〕

データベース、コンテンツそれぞれの数に、表34に定める単価を乗じて得た額を増額する。

ただし、50,000千円を限度とする。

表34

区 分	単 価
特定の教室等、限定された場所で利用するもの	100 千円
学校内であれば利用できるもの	200 千円
学外からの利用が可能なもの	300 千円

Ⅱ 学生の経済的負担軽減のための支援

授業料減免事業等支援経費

(1) 授業料減免事業等支援経費

〔対 象〕

経済的に修学困難な学生（留学生は除く。）に対し、「入学料・授業料減免等の給付事業（以下「給付事業」という）」または、「金融機関の教育ローン等に係る利子負担事業（以下「利子負担事業」という）」のいずれかを実施している大学等。

ただし、「給付事業」については、次の i から iii のすべての要件を満たす事業とし、「利子負担事業」については、次の i、ii の両方の要件を満たす事業とする。

i 事業に係る規程等が整備されていること。なお、規程等には経済的に修学困難な学生の入学料・授業料減免等の選考基準が明記されていること。

ii 学内において、選考委員会等が設置されていること。

ただし、被災する等、緊急かつやむを得ない場合には、当該要件を内部規程等に明記していない場合であっても、授業料減免事業等として決裁等の学内手続きにより措置したものについては、i、ii の条件を満たすものとする。

iii 下記のア、イいずれかの家計基準に該当する学生に対する給付事業であること。

ア 給与所得者 841万円以下

イ 給与所得者以外 355万円以下

※ この項目でいう家計基準とは、学生本人の父母又はこれに代って家計を支えている人（主たる家計支持者一人）の収入金額をいい、「給与所得者」にあつては源泉徴収票の支払金額（税込み）とし、「給与所得者以外」にあつては確定申告書等の所得金額（税込み）とする。

〔算定方法〕

「給付事業」及び「利子負担事業」に係る所要経費の1／2以内の額を増額する。

補助単位は10千円単位とする。

(2) 私立大学奨学事業支援経費

〔対 象〕

平成18年度以前に学校法人が事業団から資金を借り入れて実施した私立大学奨学事業に係る債務のある大学等。

〔算定方法〕

私立大学奨学事業に係る貸付金の額を基礎として、当該年度の前年度の2月1日から当該年度の1月31日までの間において貸付契約に基づく利率により算出した額として、大学等ごとに支出した額を増額する。

補助単位は千円単位とする。

Ⅲ 自主的に経営改善に取り組む大学等への支援

未来経営戦略推進経費

(1) 未来経営戦略推進経費

〔対 象〕

学校規模の適正化、他機関（地方公共団体、他大学等）の人的・物的資源を活用するなど経営改善に向けた計画を作成し、理事会の承認を得て実施する大学等。

また、2以上の学校法人が相互の人的・物的資源を活用するとともに、経営改善に向けた知識と経験を共有し、共同で経営改善計画を策定する場合についても対象とする。

ただし、前年度の補助金において、私立大学等経常費補助金取扱要領及び配分基準に定める、次の i から v のいずれかの調整を受けた大学等は対象外とする。

- i 寄付金支出による調整。
- ii 専任教員等の年間給与費の額の状況等による専任教員等給与費及び専任職員給与費の金額の調整。
- iii 教員給与指数または職員給与指数による調整。
- iv 収入超過状況による調整。
- v 取扱要領4の(1)により、減額を受けた大学等。

〔専門委員による審査〕

採択候補校の選定に当たって専門委員による審査を行う。

採択校に対しては、原則として連続する5か年を限度に増額する。また、3年経過後に中間評価を実施する。

〔算定方法〕

当該大学等の採択された年度における収容定員に基づき、表35により増額する。

ただし、同一法人内において複数の大学等が採択された場合（平成20年度までに「定員割れ改善促進特別支援経費」に採択された場合を含む。）は、所要の調整を行うものとする。

また、採択年度から3年経過後に中間評価を行い、その評価結果により所要の調整を行うものとする。

表35

収 容 定 員	増 額
～ 200 人	10,000 千円
201 ～ 500	12,000
501 ～ 1,000	14,000
1,001 ～ 1,500	16,000
1,501 ～ 2,000	18,000
2,001 以上	20,000

※定員割れ改善促進特別支援経費（継続分）

〔対 象〕

平成19年度及び20年度に「定員割れ改善促進特別支援経費」の採択を受けた大学等で、平成22年度において改善計画を継続して実施する大学等。

〔専門委員による審査〕

(1) 未来経営戦略推進経費を準用する。

〔算定方法〕

(1) 未来経営戦略推進経費を準用する。

(2) 未来経営戦略推進経費（経営改善計画の策定に向けた取組み支援）

〔対 象〕

大学等が抱える現下の経営上の課題の抜本的な解決に向けて、当該年度内にシンクタンク、民間企業、公認会計士等の経営に関する専門知識を持つ外部組織等の協力を得て、経営改善計画を策定する大学等で、当該年度の収容定員が1,000名以下の大学等。ただし、次のiからiiiのいずれにも該当しない大学等。

- i (1) 未来経営戦略推進経費のiからiii及びvの調整を受けた大学等。
- ii 大学院大学または通信制のみの大学等。
- iii 当該年度までに「定員割れ改善促進特別支援経費」または、「未来経営戦略推進経費」に採択された大学等。

なお、当該年度以前に既に経営改善計画が策定済であっても、現行の経営改善計画の内容が不十分で当該年度中に修正する必要がある場合は、新規の取組みと同様の扱いとする。

〔算定方法〕

大学等1校当たり2,000千円を増額する。